

# 告示

## 埼玉県選管告示第四十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
 第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
 投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年九月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	SOMP Oケア株式会社 SOMP Oケア そんなの家大宮見沼	埼玉県さいたま市見沼区大字南 中丸三百十七番地二
老人ホーム	SOMP Oケア株式会社 SOMP Oケア ラヴィーレ大宮弐番館	埼玉県さいたま市見沼区中川千 六十二番地一
老人ホーム	SOMP Oケア株式会社 SOMP Oケア そんなの家S川口上 青木	埼玉県川口市上青木四丁目四番 地五号
老人ホーム	SOMP Oケア株式会社 SOMP Oケア そんなの家S川口東 領家	埼玉県川口市東領家二丁目八番 六号
老人ホーム	SOMP Oケア株式会社 SOMP Oケア ラヴィーレ川口安行	埼玉県川口市大字安行小山四百 八十七番地五
老人ホーム	SOMP Oケア株式会社 SOMP Oケア ラヴィーレ草加松原	埼玉県草加市中根三丁目三十一 番二十四号
老人ホーム	SOMP Oケア株式会社 SOMP Oケア ラヴィーレ入間	埼玉県入間市宮前町二番十三号